監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	土木部
監査の種類	平成27年度 定期監査 (27監第67号 平成28年1月8日報告)

是正改善を要する事項

措置した内容

1 収入事務(その1)

土地境界に関する証明手数料に係る収入 事務において、指定金融機関等への払込み及 び調定時期が遅延している例が認められた。

※ 土地境界に関する調査証明手数料として平成27年5月28日(木)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月29日(金)までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、翌月1日(月)に払い込まれていた。

また、当該手数料は、市財務規則第 37 条第1項第4号に規定する随時の収入金 で納入通知書を発しないものに該当する ことから、その調定は、手数料を徴収した 平成27年5月28日に行わなければならな いが、同月29日に遅延して行われていた。

【類例3件あり】

(道路管理課)

2 収入事務 (その2)

道路占用料に係る収入事務において、占用料の算出に誤りのある例が認められた。

【事例1】

占用物件の単位あたりの占用料が誤っ ているもの

※ 平成27年5月27日付けで行った電気 通信設備の新設・撤去に係る道路占用許 可に伴う道路占用料については、占用物 証明手数料については、いわき市財務規則第49条の3により、その日のうちに指定金融機関に払い込まなければならないことは理解していたものの、徹底が不十分であったため遅延が生じてしまいました。

今後は、調定の時期についても、収入のあった時に速やかに起案決裁を受けるよう徹底したうえで、払込みが指定金融機関の営業終了後となる場合は、課所有の金庫に保管し、翌日の払込みに遅延が生じないように努めて参ります。

また、収入事務に係るミス防止マニュアルを 作成し、再発防止の徹底に努め、適正に事務処 理をして参ります。

道路占用料に係る収入事務において、占用物件の単位あたりの占用料を19円と算出すべきところを13円と誤って算出してしまいました。

これによる差額 154 円については、平成 28 年1月 26 日に申請者に説明し、納入通知書兼 領収証書を送付済みであります。

また、平成27年6月3日から平成28年6月

是正改善を要する事項

件が市道路占用料条例第2条別表における道路法第32条第1項第2号に掲げる物件(管路等)であり、外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のものであることから、占用料は長さ1メート

しかしながら、当該占用料については、外径が 0.07 メートル未満のものの長さ1メートルにつき1年13円で算出していた。

ルにつき1年で19円とされている。

【事例2】

次年度以降の占用料を当年度分に含めて徴収しているもの

※ 平成27年6月3日付けで行った足場 設置に係る道路占用許可に伴う道路占 用料については、占用期間が許可日から 平成28年6月30日までとなっているこ とから、市道路占用料条例第3条第1項 ただし書の規定により、平成28年度分 の占用期間に係る占用料については、平 成28年度の4月末日までに徴収すると されている。

しかしながら、当該占用料については、平成27年度において平成28年度分の占用期間に係る占用料を含めて算出し、徴収していた。【類例1件あり】

(道路管理課)

3 収入事務(その3)

土地境界に関する調査証明手数料に係る 収入事務において、手数料の算出に誤りのあ る例が認められた。

※ 土地境界に関する調査証明手数料は、市 手数料条例により1境界を1件とし、1件 につき250円納付することとなっている。 また、その件数については、境界確定事務 を行う関係各部で策定された境界確定事 務取扱要領に基づき算出することとされ

措置した内容

30日までの占用料13ケ月分を当年度で徴収してしまったものについては、平成27年6月3日から平成28年3月31日までの10ケ月分を平成27年度分とし平成28年4月1日から平成28年6月30日までの3ケ月分を平成28年度分として徴収するべきでありました。

これによる平成 28 年度分の 3,960 円については、申請者に説明を行い還付し、平成 28 年4 月に平成 28 年度分として徴収することといたしました。

今後は、このような誤りが無いようチェック 体制の強化に努め、万全を期して参ります。

また、収入事務に係るミス防止マニュアルを 作成し、再発防止の徹底に努め、適正に事務処 理をして参ります。

土地境界に関する調査証明手数料の算出については、境界確定事務取扱要領に基づき算出しておりますが、本件については、2境界500円と算出すべきところを1境界250円と誤って算出してしまいました。

これによる差額 250 円については、平成 28 年1月 29 日に収入済みであります。

を行う関係各部で策定された境界確定事 今後は、このような誤りが無いようチェック 務取扱要領に基づき算出することとされ 体制の強化に努め、万全を期して参ります。

是正改善を要する事項

ており、同要領では1境界とは1筆と1筆 の土地の境であることを基本とした取扱 いとなっている。

内郷地区における境界確定事務においては、2境界を調査し2件分として500円と算出しなければならないところを1件分として250円と算出していた。【類例2件あり】

(道路管理課)

4 契約事務(その1)

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第 1号を適用した契約事務において、随意契約 によることができる限度額を超えているにもかかわらず、随意契約の方法により契約を 締結している例及び予定価格は設定されて いるものの、予定価格書が作成されていない 例が認められた。

※ 地方自治法施行令第 167 条の2第1項 第1号を適用して随意契約(少額随意契 約)により契約締結する場合は、予定価格 が市財務規則(以下「規則」という。)第 128 条に定める限度額を超えないものを するときとされており、雨量計情報システ ム保守点検業務委託については、同条第6 号が適用され予定価格の限度額は 50 万円 である。

しかしながら、本契約の予定価格は 527,040 円となっており限度額を超過し ているにもかかわらず随意契約の方法に より契約を締結していた。

また、随意契約の方法により契約を締結 するときは、規則第128条の3の規定によ り、規則第117条の規定に準じ予定価格を 決定し、予定価格書を作成しなければなら ないが、本契約においては作成されていな かった。

(河川課)

措置した内容

また、収入事務に係るミス防止マニュアルを 作成し、再発防止の徹底に努め、適正に事務処 理をして参ります。

随意契約の限度額については入札(見積)書 比較価格の額を基準にしてしまい、また予定価 格書の作成については確認を見落としており ました。

ついては、随意契約及び予定価格書の作成に ついて、随意契約確認表の作成を徹底し、また 確認しやすいよう早見表を作成して複数職員 により内容を確認するなどの対策を実施する などにより、今後、再発防止の徹底に努め、適 正に事務処理をして参ります。

5 契約事務(その2)

道路占用管理システムの保守管理業務委託に係る契約事務において、契約の開始日を5月1日としているが、機器故障時の対応等を考慮し、4月1日を開始日とすべきである。

※ 道路占用管理システム保守管理業務委託については、平成27年5月1日から平成28年3月31日までを契約期間として、 平成27年4月30日に契約を締結している。

当該契約の内容には、ハードウェアの 保守やシステムの機能追加・変更・修正 対応、及び障害発生時の復旧支援等が含 まれており、機器の故障など緊急時の対 応を考慮した場合には、年度内に契約の 空白期間が生じていることは望ましくな いことから、4月1日からの契約とすべ きものである。

(道路管理課)

6 契約事務(その3)

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第 3号を適用した随意契約の方法により契約 を締結する場合における公表が適切に行われていない。

※ 地方自治法施行令第 167 条の2第1項 第3号の規定を適用した随意契約の方法 により契約を締結する場合には、市財務規 則第 128 条の2第1号で「あらかじめ、 契約に係る発注の見通し」を、同条第2号 で「契約の締結する前において、契約の内 容、契約の相手方の決定方法及び選定基準 等」を、同条第3号で「契約を締結した後 において、契約の相手方となつた者の名 称、契約の相手方とした理由等の契約の締 結状況」について公表することとされてい 平成28年度以降の道路占用管理システムの保守管理業務委託については、4月1日から翌年3月31日までの契約期間とし、適正な事務処理の徹底に努めて参ります。

市財務規則第 128 条の2第1号と同条第2 号の公表を同時に実施しておりましたが、契約 課作成の「随意契約に関する事務執行のための 指針」に基づき、今後は適切に公表を実施して 参ります。

その際、公表方法のフロー図を作成し、担当 に配付するなどにより、対応を徹底して参りま す。 る。

これらの規定が適用される契約として 締結した道路管理課の平地区街路樹管理 委託及び河川課の四時ダム公園植栽管理 業務委託に係る契約事務において、第2号 で定める内容の公表を第1号で定める発 注見通しの公表の段階で行っており、第2 号で定める契約締結前の公表は行われて いなかった。【類例4件あり】

また、道路管理課の平地区街路樹管理委託については、第3号で定める公表も行われていなかった。【類例3件あり】

(道路管理課、河川課)

7 契約事務(その4)

契約事務において、いわき市契約等に係る 暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要 な措置が講じられていない例が認められた。 ※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、 いわき市契約等に係る暴力団等の排除に 関する要綱第4条第3項に定める「契約の 締結に当たっては、当該契約の締結後にお いて、契約等の相手方が排除措置対象者に 該当することが判明した場合に当該契約 を解除することができるよう、あらかじめ 契約書中にその旨を規定する等」の措置が 必要と思われる36件のうち4件の契約に おいて当該措置が講じられていなかった。 (住宅課) 監査の指摘を踏まえ、指摘された4件全ての契約について、契約業者との間に変更契約を平成28年1月29日付で締結し、契約相手方が、履行期間中にいわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年2月22日制定)第4条第1項に規定する排除措置対象者であると認められる場合には、契約の解除をすることができることといたしました。

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	土木部
監査の種類	平成27年度 定期監査 (27監第67号 平成28年1月8日報告)

意見又は要望とする事項

措置した内容

1 水防本部から災害対策本部への円滑な移行について

本市においては、大雨や洪水等の際、水難等を警戒・防御し、これに因る被害の軽減を図るなど公共の安全を保持するため、水防法第16条による水防警報の通知等を受けたときから洪水等による危険が除去される間、市水防計画に定める組織・事務分掌に基づき水防本部(地区水防部を含む。)を設置し、対応することとなっている。

また、市地域防災計画の規定により、水防本部が設置された場合において、災害救助法が適用となる規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがあると市長が判断した場合、気象特別警報が発表された場合で水防本部長が災害対策本部(以下「災対本部」という。)の設置が必要と判断した場合には、水防本部から災対本部へ切り替えられることとなっている。

水防本部から災対本部へ切り替わる場合、 水防本部総括部隊の土木部職員が行ってき た被害情報の統轄集計に関することや関係 各部等からの情報収集などの業務が災対本 部総括部の職員に引き継がれることになる が、その引継ぎの内容が具体的で明確となっ ていないため、関係者間の認識に部分的な齟 齬があり、共通理解に立った円滑な引継ぎが 求められる。

こうしたことから、水防本部を所管する土 木部においては、水防本部から災対本部への 共通認識の下で発生する災害への対応ができるよう、今後とも災害対策本部を所管する行政経営部と連携を強化して参りたいと考えております。

切り替えにあたり、災対本部を所管する行政 経営部と緊密に連携を図り、共通の認識のも とで、それぞれの役割を十分に果たしなが ら、より実践的で効果的な災害対応が確実に 実施されるよう望むものである。

(河川課)

2 収入事務

(境界確定事務取扱要領の改正の検討について)

道路管理課が所管する市道等や河川課が 所管する水路等の境界査定に関する事務の うち、小名浜地区管内のものについては小名 浜支所経済土木課、勿来・田人地区管内のも のについては勿来支所経済土木課が境界査 定を行うとともに、申請者に対して土地境界 に関する調査証明書を交付し、当該手数料に ついては納入通知書兼領収証書・受入通知書 兼領収済通知書(第 15 号様式)を発行して 申請者に納付させている。

両支所の事務処理は、土木部、農林水産部、 財政部の3部の協議により策定された「境界 確定事務取扱要領(以下「要領」という。)」 (平成19年4月1日施行)第13の規定に基 づき行われているが、市手数料条例(以下「条 例」という。)第3条ただし書においては、 手数料は証明書の交付の際に納付する旨規 定されていることから、要領が条例の規定と 整合が取れていない状況が発生している。

また、土地境界に関する調査証明書交付に 係る手数料の納付について、道路管理課、河 川課では条例の規定に基づき事務処理が行 われており、本庁と支所との間でその取扱い が異なっている。

このことから、土木部においては要領の所管部として要領と条例との整合性を図り、関係各部と統一的な事務が執行できるよう協議し、要領の改正について検討されたい。

(道路管理課、河川課)

「境界確定事務取扱要領」について、財政部、 農林水産部と協議のうえ、次のとおり改正し、 関係部及び支所経済土木課に通知しました。

(改正前)

第 13 境界確定事務についての手数料を「いわき市手数料条例」に基づき徴収するものとし、境界確定同意の通知と併せ、納入通知書兼領収証書・受入通知書兼領収済通知書を発行する。

(改正後)

第 13 境界確定事務についての手数料を「いわき市手数料条例」に基づき徴収するものとし、境界確定同意の通知と併せ、「いわき市財務規則(昭和 44 年いわき市規則第 17号)」第 49 条の2第1項に定める領収証書を交付する。